生徒心得

★　教育目標　　「自立と共生」
★　生活をする上での重点目標
　　１　礼儀正しい態度を身に付ける。　「　礼儀　」
　　２　挨拶をする。　「　挨拶　」
　　３　時間を意識して行動する。　「　時間　」
★　生活をする上での注意事項
　学校は、集団での活動を通して学習し、お互いに高め合うところです。生徒全員が、違いを認め合い、自分の良さを伸ばしていくためには、誰もが落ち着いた学校生活を送ることが大切です。
　ルールを守り、お互いに気持ちの良い集団生活を送りましょう。

１ 学習時程表

<table>
<tr><td></td><td>時　程</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td></tr>
<tr><td>職員打ち合わせ</td><td>８：１５～　８：２０</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>予　鈴</td><td>８：２０</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>朝読書・朝学活</td><td>８：２５～　８：４０</td><td>朝礼</td><td>朝読書</td><td>朝読書</td><td>朝読書</td><td>朝読書</td></tr>
<tr><td>１　校　時</td><td>８：４５～　９：３５</td><td>学活</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>２　校　時</td><td>９：４５～１０：３５</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>３　校　時</td><td>１０：４５～１１：３５</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>４　校　時</td><td>１１：４５～１２：３５</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>給　食</td><td>１２：３５～１３：１０</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>昼　休　み</td><td>１３：１０～１３：３０</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>予　鈴</td><td>１３：３０</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>５校　時</td><td>１３：３５～１４：２５</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>６校　時</td><td>１４：３５～１５：２５</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>終　学　活</td><td>１５：３０～１５：４０</td><td colspan="2">終学活</td><td>清掃
14:40
~14:50</td><td colspan="2">終学活</td></tr>
<tr><td>清　掃</td><td>１５：４０～１５：５０</td><td colspan="2">清　掃</td><td rowspan="2">下校
14:50</td><td colspan="2">清　掃</td></tr>
<tr><td>一般下校</td><td>１５：５０</td><td colspan="2">下　校</td><td colspan="2">下　校</td></tr>
<tr><td>週番点検</td><td>１５：５０～１５：５５</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>放課後の活動</td><td></td><td colspan="5">生徒会活動・部活動・学習支援教室等</td></tr>
<tr><td>最終下校</td><td>１８：００</td><td colspan="5">部活動顧問など生徒指導中の教員が、
学年玄関または正門まで見送る</td></tr>
</table>

２　登下校について

（１）　８時００分から８時２０分までに登校する。
　　（ただし部活動などで早朝練習をする場合は、７時３０分以降とする）
（２）　８時２５分に教室で着席していない場合は遅刻となる。朝礼の場合は体育館に８時２５分までに入場していないと遅刻となる。
（３）　登下校は自転車を使用しない。
（４）　欠席、遅刻する場合、保護者Ｃ４ｔｈHome＆Schoolに８時１０分までに学校に連絡する。
（５）　担当教員の許可のもと、放課後、ラーニングセンターを利用することができる。

3　服装、上履きについて

（１）　登下校は指示がある場合を除いて、原則、標準服を着用する。
（２）　標準服の移行期間は設けない。天候の状況などによって自分で服装を判断して着こなす。
（３）　ワイシャツ、下着、ネクタイやリボン、上履き(前と後)に全て記名する。

4 所持品について

（１）　学習に必要なもの以外は、校内へ持ち込まない。
（２）　持ち物にはすべて記名する。
（３）　金銭は持ってこない。集金があるときは、登校してすぐに教員に手渡しする。
（４）　携帯電話など、貴重品を持参した場合は、登校直後に校務センターにいる担任か学年の先生に預ける。

5 学校生活について

（１）　１０分休みは次の授業の準備にあて、授業道具を出した状態でチャイム前着席をして待つ。
（２）　教室移動は、休み時間中に完了する。
（３）　忘れ物をした場合は、必ず授業の前に申し出る。また、授業時間中は勝手にロッカールームに忘れ物を取りに行かない。
（４）　他クラスのロッカールームや授業のない教室には入らない。
（５）　教室を使った後は、机上のゴミ(特に消しゴムの消しカス)をゴミ箱に捨て、机をそろえ、忘れ物を確認してから退出する。
（６）　教科係は昼休み終了時までに教科担任と次の授業についての連絡を取り、連絡ボードに記入する。ただし、講師の先生の場合は授業終了時に聞く。
（７）　体操着、ジャージ、上履きは学校指定のものを使用する。
（８）　持ち物を紛失、拾得した場合は、先生に届け出る。
（９）　長期休業前は、個人の私物（ロッカーの物、上履きなど）を持ち帰る。
(10)　不要物は、学年教員が預かる。後日、担任から保護者へ返却する。
(11)　携帯電話・スマートフォンの持参が必要なときは、事前に担任と確認する。
(12)　日直は、朝８時１０分までに校務センターに来て、担任より連絡を受ける。
(13)　教科書の貸し借りはしない。
(14)　遅刻した場合は、正面玄関より入り、校務センター入口で遅刻した旨を告げ、遅刻・早退者記録簿と遅刻記録簿表に記入し、授業の教室に向かう。次の休み時間に、担任に遅刻した旨を報告し、遅刻記録簿表を提出する。
(15)　エレベーターは許可を受けた者のみが使用する。ケガなどでエレベーターが必要なときはエレベーター使用許可願を提出する。

6　身だしなみ

（１）　頭髪

中学生らしく清潔なものとする。髪留め用のゴムは黒、紺、茶とする。

ア　髪の毛が肩にかかる場合は束ねる。
イ　特別な加工（脱色・染色・付け毛・パーマ）はしない。

（２）　標準服

ア　本校指定の標準服を着用し、シャツは、白のワイシャツまたはブラウスとする。
イ　ネクタイ・リボンの選択可。スラックス・スカートの選択可。ネクタイ、リボンを忘れた場合は、校務センターに生徒手帳を持参し借りる。終学活で担任に返却する。
ウ　スカート丈はひざがかくれる程度(目安:膝立ちをしてスカートの裾が床につく)とする。
エ　ベルトは黒・紺・茶系統とする。
オ　夏服の決まり

・シャツは、白のワイシャツ（ボタンダウン可）またはブラウスとし、第２ボタンまではとめる。
・ネクタイ・リボンを着用してもよい。
・ベストは、本校指定の夏服用ベストを着用する。
・儀式的行事をのぞいてポロシャツを着用しても良い。
・ポロシャツはボタンを留める。シャツの裾を出しても良い。
・カラーＴシャツ、胸や背中にプリントが透けて見えるＴシャツを下着の代用としない。

カ　冬服の決まり
・ブレザーを着用する。
・シャツは、白のワイシャツまたはブラウス着用する。
・ネクタイもしくはリボンを着用する。

（３）　防寒着

ア　登下校時、特に寒いときはコート、手袋、マフラーを着用してもよい。これらのものは派手なものをさける。コートについては無地の黒、紺、グレー、茶系統とする。

イ　セーター、カーディガン等は無地の黒・紺系統を基調とし、柄は派手でないワンポイントまでとする。また、ブレザーから大きくはみ出すことがなく、防寒着として正しく着用する。

ウ　セーター、カーディガン、ベスト(本校指定のベストを含まない)姿での登下校はしない。

エ　儀式的行事(入学式、卒業式等)では、原則としてブレザーの下にセーターやカーディガンは着用しない。

オ　寒い場合には膝掛けを使用してもよい。

カ　タイツは黒・紺を基調とする。

（４）　校章

校章は左前えりにつける。

（５）　靴

ア　下履き　・スポーツシューズとする。革靴は不可。

イ　上履き　・本校指定のものとする。

※どちらも必ず記名する。

（６）　靴下

白、黒、紺を基調とし、活動（体育の授業や儀式的行事）に応じたふさわしいものとする。

（７）　バッグ

ア　教科書等の学用品を入れるのに十分な大きさで、派手でないものとする。

イ　他人との区別をするために、鞄にはアクセサリー類をつけても良いが、１つ程度とし華美にならないようにする。

（８）　その他

ア　アクセサリーや装飾品は身に付けない。

イ　整髪料・化粧品類は付けない。

ウ　爪にマニキュアを塗る、耳にピアスの穴を開けるなどしない。

エ　リップクリーム、制汗剤（シート）は、無色無臭のものを使用する。

オ　体操着やジャージをもらった場合は、ネームの刺繍をとり、自分の名前を記載する。

7　個人ロッカーについて

ダイヤル式の鍵はかかりますが､清掃や質の維持及び正しく使われているか確認するため、教職員が定期的にマスターキーで開けて中を確認します。不要な物や汚れた物は入れないで、清潔に使う。

（1） ロッカーは登校時から下校時まで使用を認めるものである。ただし、盗難については自己責任とする。

（2） プライバシーに関わる物や貴重品は入れない。

8　諸届け等について

（1） 体育などの見学の場合、保護者が学校家庭連絡カードに記入したものを担任及び教科担当に提示する。

（2） 学校家庭連絡カード紛失の場合の再交付は、「再発行願」を担任に提出する。

（3） 証明書の交付を受ける場合は担任へ申し出る。

（4） 学生･生徒旅客運賃割引証(学生割引)が必要なときは､事務室で｢学割･定期券申込用紙」の交付申請書を受けとり、必要事項を記入し、捺印の上、担任に提出する。

（5） 学校の施設、設備、備品等を破損した場合は、速やかに担任に報告、指示に従う。破損の状況によっては、「破損届」の提出・反省文、保護者に連絡し来校してもらい面談などの指導を行う場合もある。(一部弁償の場合もある)

（6） 授業時間以外の教室使用(部活動、委員会活動、実行委員会活動、係活動など)は、担当の先生の許可を得る。

（7） 転居する場合は､事前に担任まで速やかに申し出る。

（8） 転退学の場合は、担任の先生より転退学届用紙を受け取り、保護者が記入捺印して提出し、必要な書類を作成してもらう。

9　その他

(1) アルバイトは行わない。

(2) 生徒だけの宿泊旅行はしない。

生徒会活動

＜生徒会会則＞

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、目黒区立目黒中央中学校生徒会という。

第 2 条 本会は、目黒中央中学校の生徒全員で構成される。

第 3 条 本会は、生徒の望みを生かして学校生活をよくすること、生徒全体が自主的かつ積極的に秩序ある組織活動を行い、将来、平和で民主的な社会を築くことのできる人として、充分な資質と生活態度を 養うことを目標とする。

第 4 条 本会は、教師からの助言を受け、生徒の自主 的な協力によって進められる。

第 2 章 役員の組織

第 5 条 本会は、運営のために次の役員をおく。会長 1 名 副会長 3 名 書記 3 名

第 6 条 役員の任務は次のとおりとする。

1 会長は本会を代表し、本会を運営統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。

3 書記は総会及び生徒評議会の議事録など本会に関するすべての記録の作成と保管にあたるほか、本会の運営に関する事務を行う。

第 7 条 役員の任期は 1 年（10 月から翌年 9 月まで)とする。

第 8 条 第 5 条に掲げる役員は全校生徒の投票により行う。その細目はすべて生徒会選挙規定による。

第 9 条 役員は全校生徒の 3 分の 2 の承認によって解任することができる。

第 3 章 組織及び委員

第 10 条〔生徒会の組織）

生徒会組織図

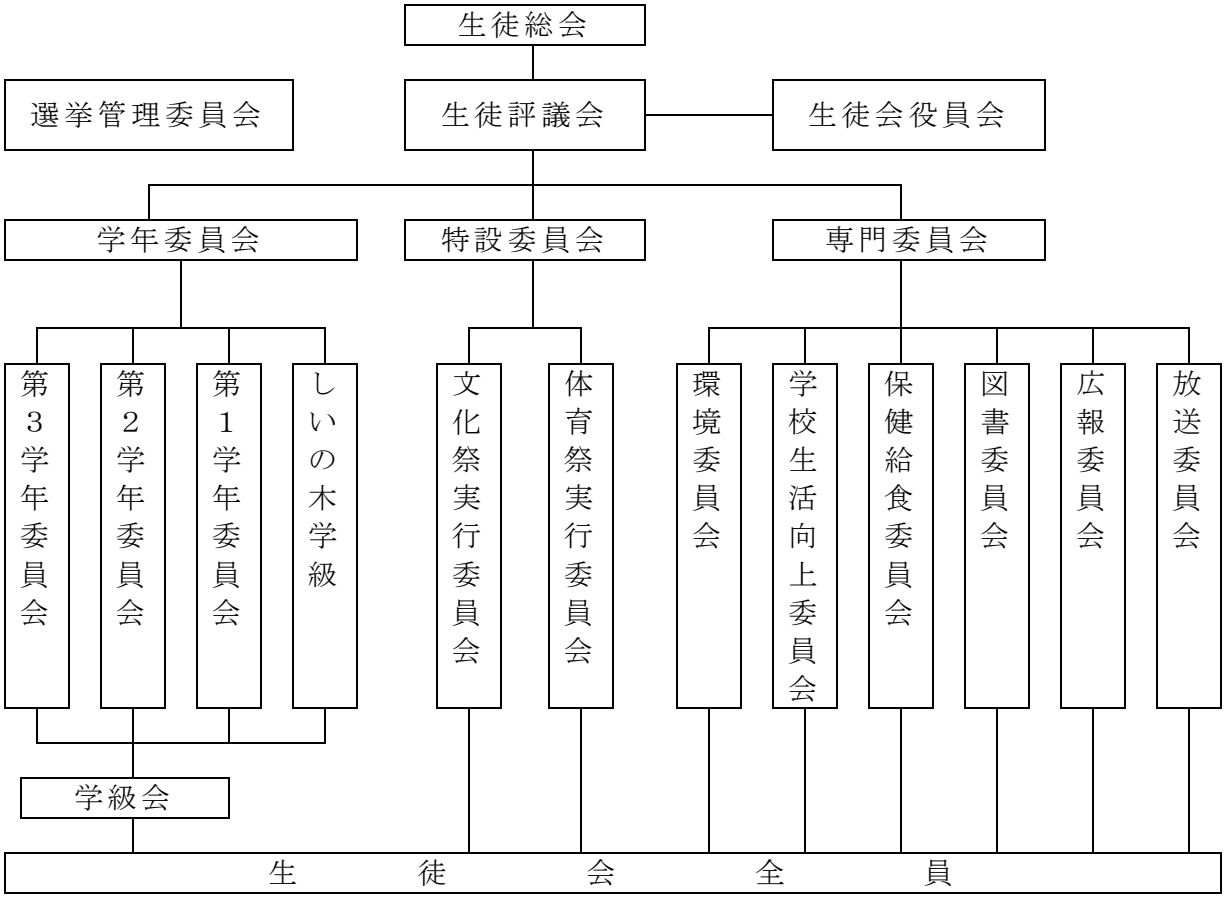

第 11 条〔生徒総会〕

1 総会は本会の最高議決機関で毎年度前期と後期に会長が招集する。ただし、生徒評議会及び役員会、または、全会員の 3 分の 1 以上の要求によって臨時総会を開くことができる。

2 総会では次のことを行う。

① 会則改定の審議。

② 各種規約の制度及び改正の審議。

③ 本会運営についての報告を受ける。

④ その他、重要な問題の審議。

3 総会は次の役員をもって議事を運営する。議長、副議長、書記、その他。役員は、生徒評議会で承認したものとする。

4 議事採決は出席会員の過半数以上の賛成を必要とする。

5 議長は、特別な理由がない限り、議案を開会 1 週間前までに全会員に通知しなければならない。

第 12 条〔生徒評議会〕

1 本会は生徒会役員、各種委員会委員長、各学年委員長によって構成する。なお、必要に応じて特設実行委員長もこれに加わる。

2 本会は総会につぐ議決機関で、生徒各機関から提出された案件を審議する。

3 本会は毎月 1 回、日を決めて会長が招集する。ただし、役員会、または評議員の 3 分の 1 以上の要求があった時にこれを開く。

4 本会の議長は生徒評議員の互選により選出し、任期は半年とする。

第 13 条〔学年集会,学年委員会)

1 学年集会は学年委員会によって運営され､各学年内における諸問題などを協議する。

2 学年委員会は各学級の学級委員によって構成される。

第 14 条〔役員会〕

1 役員会は、会長、副会長、初期で構成する。

2 役員会は、本会の最高執行機関であり、次のことを行う。

① 各専門委員会の指導。

② 執行上必要な具体案の作成。

第 15 条〔専門委員会〕

1 本会に次の専門委員会をおく。

学年委員会(第 3 学年委員会、第 2 学年委員会、第 1 学年委員会、しいの木学級委員会)、環境委員会、学校生活向上委員会、保健給食委員会、図書委員会、広報委員会、放送委員会

2 各専門委員会は各学級より選出された男女 1 名ずつの委員で構成する。各専門委員会が選出した委員長は生徒評議会に出席しなければならない。ただし、放送委員は男女問わず各学級から 1 名ずつとする。

3 各専門委員会は原則として毎月 1 回以上、各委員長が招集し、活動計画を立案する。

4 委員の任期は半年とする。

5 学年委員は各学級を代表して、生徒評議会に出席し協議するとともに結果を自分の学級に伝達し、学級活動の中心となる。また、各学年ごとに学年委員会を構成し学年間の調整を行う。

6 各種委員は学級内において活動する。

第 16 条(特設委員会]

1 各行事等において特に臨時の委員会を必要とする場合のみ特設委員会を設ける。

2 行事達成のための運営活動の中心となる。任期、人数、選出方法は担当教師によりその都度定める。

第 4 章 会議と議決

第 17 条 本会における会議は原則として、議員の 3 分の 2 を定足数とする。ただし、専門委員会の場合は 2 分の 1 とする。

第 18 条 会議は原則として公開とする。

第 19 条 会議の議長は会議を構成する議員の中から選 出する。

第 20 条 議事は本会則及び規約に特に定める場合を除いて、出席の過半数により決し、賛否同数の場合は 議長が決する。

第 5 章 改正

第 21 条 本会則の改正は生徒評議会の 3 分の 2 以上の賛成により発議し、総会において過半数の承認を得て成立する。

第 22 条 本会則の改正案の承認は、職員会議の承認を得た後にその効力を発する。

第 23 条 本会則の改正案の承認が職員会議で得られなかった場合は、生徒会役員、担当教師の協議により 修正案を作り、各学級を通して生徒評議会に再提案する。

第 6 章 教師の出席

第 24 条 各会議・各委員会には、原則として担当の出席を要する。

第 7 章 補則

第 25 条 本会則に基づき生徒評議会の承認を得て必要な細則を作る。

第 26 条 本会則は、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。

＜生徒会役員選挙規約＞

第 1 章 総則

第 1 条① 本規約は生徒会役員選挙が公正及び円滑に行われることを目的とする。

② 選出する役員は、生徒会会則第 2 章第 5 条に基づく。

第 2 条 選挙は年に 1 回､9 月～10 月に行う｡ただし､補充選挙があるときは別に定める。

第 2 章 選挙権

第 3 条① すべての会員は、選挙権を有する。

② 被選挙権は、1・2 年生とする。

第 3 章 選挙管理委員会

第 4 条 選挙管理委員会は、選挙管理委員によって組織される。

第 5 条 選挙管理委員は、学級より 1 名選出される。

第 6 条 選挙管理委員の任期は 6 月より新役員の就任までとする。

第 7 条 選挙管理委員会には、互選により正副委員長を各 1 名おく。

第 8 条 選挙管理委員は選挙運動をしたり立候補したりできない。

第 4 章任務

第 9 条 選挙管理委員は、選挙に関する次の事務の一切を行う。

(1) 選挙公示
(2) 選挙日程の決定
(3) 立候補者名届け出用紙の作成と受付・保管
(4) 選挙公報の作成
(5) ポスター用紙の配布、タスキの配布、候補者立ち会い演説会の実施
(6) 投票用紙の作成・管理・保管(投票用紙は本委員会が解散するまで保管)
(7) 投票所の設定、投票の管理
(8) 投票の集計
(9) 集計結果の発表
(10) 本選挙に関する異議申し立ての受付・審議
(11) 当選者名の公示
(12) 不正候補者等の処分
(13) その他選挙に関する一切の事務

第 5 章 選挙公示

第 10 条 選挙公示は、選挙管理委員会が行う。

第 11 条立候補の受付は、公示後に行う。

第 12 条 選挙は、公示より 3 週間以内(長期休業中全除く)に行う。

第 6 章 立候補届

第 13 条 立候補しようとする者は、届け出用紙に記入し、本人が直接選挙管理委員会に届け出る。生徒会会則第 2 章第 5 条の役員として立候補することができる。

第 7 章 選挙運動

第 14 条 選挙運動の期間は、候補者公示より 2 週間程度とし、投票日の前日までとする。

第 15 条 選挙運動は、校内に限り行い、ポスター、文書、放送、演説等は選挙管理委員会の指示通りに行う。

第 16 条 選挙管理委員会が決定した事項に違反した者の取り扱いは、選挙管理委員会が決定する。

第 8 章 選挙

第 17 条 選挙は無記名投票により行う。

第 18 条 記入方法は選挙管理委員会が定める。

第 19 条 投票は、選挙管理委員会が定める場所で行う。

第 20 条 選挙管理委員会が認めた特別な理由があるときは、不在者投票をすることができる。

第 9 章 開票

第 21 条 開票は、選挙管理委員会が行い、立会いは生徒会顧問教師とする。

第 22 条 指示通り記入されていないものは、すべて無効とする。

第 23 条 選挙管理委員会は、開票結果を全員に報告する。

第 10 章 決定

第 24 条 当落の決定は、選挙管理委員会が確認して行う。

第 25 条 同数の場合は、再投票する。

第 26 条 投票用紙には、すべての候補者の氏名を列記し、それぞれの役職について、定数まで〇印をつけることができる。

第 27 条 当選は、有効投票数の多い順から定員までとする。